

マイナンバーカードを利用して、マイナポイント(上限5,000円)をもらおう！

消費税増税による景気対策として、令和2年9月から「マイナポイント」を活用した消費活性化策が実施されます。キャッシュレスで20,000円チャージまたは買い物をする、1人当たり上限5,000円分のマイナポ

イントがもらえます。
問国のマイナンバー総合ダイヤル ☎0120-95-0178、情報政策課情報推進係 ☎042-497-1845

Step1 マイナンバーカードを用意



持っている方

持っていない方

マイナンバーカードを取得しよう

マイナンバーカードは、スマホ・パソコン・まちなかの証明用写真機・郵便により無料で申請することができます。申請には、郵送された通知カードの下についている個人番号カード交付申請書または個人番号通知書をご用意ください。

交付申請をしてから、カードを受け取るまで、約1か月かかります。お早めの申請をお願いします。

問市民課住民係 ☎042-497-2037



マイナンバーカードの申請方法はこちら

Step2 マイナポイントを予約

◆パソコン・スマホをお持ちの方



スマホアプリまたはパソコンから専用サイトにアクセスして、マイナンバーカードを読み取り、マイナポイントを予約してください。

(予約によりマイキーIDが設定されます。すでに設定された方はマイナポイント予約済です。)

※ パソコンからのご利用にはカードリーダーが必要です。

※ スマホはカード読み取り対応機種に限ります。



マイナポイントの予約についてはこちら

◆パソコン・スマホをお持ちでない方

市役所本庁舎1階マイナポイント支援コーナー（右図参照）をご利用ください。



予約者数が予算の上限に達した場合には、マイナポイントの予約を締め切る可能性があります。



事業者向け JPQR説明会・登録申込会

「JPQR」は複数のQRコード決済サービスで利用できる統一規格のQRコードです。

令和2年9月から令和3年3月まで、マイナンバーカードとキャッシュレス決済サービスを使用してポイント還元を行う、「マイナポイント」事業が実施されます。

市内事業者がスムーズに「マイナポイント」への参加に必要なキャッシュレス決済サービスを導入

できるよう、統一QRコード「JPQR」に関する説明会を実施します。説明会当日に「JPQR」への申し込みも可能です。

日7月20日(月)午後7時～8時30分

場健康センター

【主催】清瀬市、清瀬商工会 申問産業振興課産業振興係 ☎042-497-2052



詳細はこちら

Step3 キャッシュレス決済サービスを申し込み

7月以降、令和3年3月31日(水)までにスマホアプリまたはパソコンから専用サイトにアクセスして、キャッシュレス決済サービスを1つ選択し、マイナンバーカードを使って申し込みます。

対応するキャッシュレス決済サービスは右記QRコードからご覧ください。



決済サービスの一覧はこちら

Step4 マイナポイントをもらおう！

令和2年9月から20,000円のチャージなどで25,000円分の買い物ができます。



買い物時にマイナンバーカードは使いません

成人歯科健診

むし歯や歯周病の早期発見・予防のために歯科健診を行っています。詳しくは対象者に6月下旬に送付した受診券をご覧ください。

対6月22日時点で市内に住民登録があり、令和3年3月31日までに

30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳になる方 期7月1日(水)～11月30日(月)

場東京都清瀬市歯科医師会加入医療機関 問健康推進課成人保健係 ☎042-497-2076

大気汚染医療費助成制度

医療券(気管支ぜん息)は18歳未満の新規申請が可能です。また、既に医療券をお持ちの方は更新の手続きを行ってください。

◆新規申請

都内に1年(3歳未満は6か月)以上在住し、18歳未満で気管支ぜん息などに罹患しているなどの要件を満たす方に、認定疾病に係る医療費を助成しています。手続きなど詳しくは健康推進課へご相談ください。

◆更新

既にとも色の医療券をお持ちの方は、有効期間満了日の1か月前を目安に健康推進課で更新の手続きが必要です。有効期限満了日までに更新手続きを行わない場合は、期間満了後は助成の対象外になります。ご注意ください。

問健康推進課母子保健係 ☎042-497-2077、東京都福祉保健局環境保健衛生課 ☎03-5320-4491

年に1回必ず受診！ 健康診査

◆1年に1回健康をチェックしましょう

清瀬市国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者の特定健診、後期高齢者健診、清瀬市健康診査(生活保護受給者等)を右表のとおり行います。詳しくは送付する案内をご覧ください。

※年度途中で加入、転入または被保険者記号番号を変更された方などの受診月は遅れる場合があります。

※40歳から74歳までで清瀬市国民健康保険加入者以外の方の健診

は加入している医療保険者(健康保険組合・共済組合など)が実施します。各医療保険者へお問い合わせください。

対象者の生まれ月	受診月	案内送付時期
4・5・6月	6・7月	6月中旬
7・8・9月	8月	7月中旬
10・11月	9月	8月中旬
12・1月	10月	9月中旬
2・3月	11月	10月中旬

◆30歳から39歳までの方の健康診査

右表のとおり実施します。

詳しくは送付する案内をご覧ください。

問いずれも健康推進課成人保健係 ☎042-497-2076

対象者の生まれ月	受診月	案内送付時期
4～9月	6～8月	6月中旬
10～3月	9～11月	8月中旬